

環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づく 解体工事等の届出について（特定工作物解体等工事実施届）

尼崎市 環境保全課 [R4.2.1]

環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づき、以下の解体工事等を行う場合は、特定工作物解体等工事実施届を出してください。

- (1) 石綿の有無に関わらず、解体する部分の床面積の合計が 1000m² 以上である建築物の解体工事
- (2) 石綿含有材料が使用され、かつ解体する部分の床面積の合計が 80m² 以上である建築物の解体工事
- (3) 特定石綿含有材料（レベル 1, 2 建材）が使用されている建築物その他の工作物（建築物等）の解体・改修工事（面積要件なし）

【参考】

建材の種類	飛散性石綿含有材料（レベル 1, 2 建材）		非飛散性石綿含有材料（レベル 3 建材）		石綿含有建材なし
	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材等	石綿含有成形板等	石綿含有仕上塗材	
石綿含有建材の例	(例) 吹付け石綿 石綿含有 吹付け ロックウール 石綿含有 吹付け パーミキュライト 石綿含有 吹付け パーライト	(例) 耐火被覆材 断熱材 保温材 けい酸カルシウム板 第 2 種	(例) スレートボード、石膏ボード、窯業系サイディング、ソフト巾木、ビニール床タイル、 けい酸カルシウム板第 1 種、 ジョイントシート、パッキン、繊維品	(例) 建築用仕上塗材 建築用下地調整塗材	
届出対象の工事の種類	建築物等の解体・改修 (面積要件なし)	建築物等の解体・改修 (面積要件なし) 配管保温材を非石綿部の切断により除去する場合	延床面積 80 m ² 以上の建築物の解体	延床面積 80 m ² 以上の建築物の解体	延床面積 1000 m ² 以上の建築物の解体
届出	↓		↓		
	特定粉じん排出作業等 実施届 (大気汚染防止法)		特定工作物解体等工事実施届 (兵庫県条例)		

※配管保温材の除去等で、石綿含有材料に直接触れず石綿粉じんが飛散するおそれがない場合は、大気汚染防止法に基づく届出は不要ですが、兵庫県条例に基づく「特定工作物解体等工事実施届」が必要です。

※成形板等において、石綿の有無が明らかでなく分析を行わない場合は、石綿含有材料とみなして工事及び届出を行ってください。

※大気汚染防止法又は兵庫県条例の届出が不要の工事の場合も、法に基づく事前調査や作業基準の遵守が必要です。

<届出について>

- 1 届出義務者 特定工作物解体等工事を施工しようとする者（元請業者または自主施工者）
- 2 提出時期 工事の開始日の7日前まで（届出日と開始日は除きます。）

【例】4月9日に工事を開始する場合は4月1日までに届出を完了してください。

4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
届出日	7	6	5	4	3	2	1	開始日

- 3 提出部数 2部（1部は受付時に收受印を押し、控えとして返却します。）
- 4 提出書類

(1) 届出書 特定工作物解体等工事実施届（様式第14号）（記入例1）

※用紙は環境保全課にあります。尼崎市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 添付書類

① 現場付近の見取図（地図） 住宅地図、道路地図等を複写し、現場を着色してください。

② 建築物その他の工作物の配置図・外観写真

（平面図の例）

建築物等の外形と配置がわかる平面図で、かつ防じんシートの養生予定（範囲・高さ）を図面に書き加えてください。

さらに、建築物等の外観写真を添付してください。



③ 解体工事の全体工程表（記入例2）

様式は特に定められていませんが、石綿含有材料の撤去期間を含め、作業工程の流れがわかる形で記入してください。

④ 標識「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」（記入例3）

届出にはA4またはA3サイズで添付してください。

工事現場では、42.0cm×29.7cm（A3サイズ）以上の大きさで、下地の色は飛散性石綿（配管保温材等）の場合は黄色、それ以外は白色のものを、工事期間中（工事の開始日から）、公衆の見えやすい場所に掲示してください。

⑤ 事前調査結果（石綿の有無）の根拠資料

分析結果（速報ではなく本書の写し）や設計図書の写し等、石綿「無し」または「有り」の根拠資料を提出してください。「みなし」の場合（分析せず「石綿有り」とみなす場合）は提出不要です。

《 配管保温材等を非石綿部で切断して除去する場合は、⑥～⑦も添付してください 》

⑥ 配管保温材等の場所が分かる配置図

配管保温材等の使用箇所数も記載してください。

⑦ 配管保温材等の除去方法

作業の実施内容について、フロー図等に明記し、作業基準の遵守状況がわかるようにしてください。

《 石綿含有仕上塗材及び下地調整材が使用されている場合は、⑧～⑩も添付してください 》

⑧ 仕上塗材及び下地調整材の使用箇所が分かる配置図

⑨ 工法のフロー図

⑩ 除去工法に関する資料

工法	添付資料
剥離剤併用手工具ケレン工法	・剥離剤のカタログ等の写し
集じん装置付きディスクグラインダー工法	・試験施工や過去の施工時の作業場所近傍における環境測定結果 ・ディスクグラインダーのカタログ等の写し
負圧隔離工法	・作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す配置図（※） 隔離された作業場の主要寸法・容量（m ³ ）、集じん機・排気口・セキュリティルームの位置を記入したもの。図上には、大気中の石綿濃度の測定場所も明示してください。
負圧無し隔離工法	・隔離養生（負圧不要）の概略（※）

（※⑧の配置図に記載可）

⑪ 測定計画

以下のとおり石綿濃度の測定を行うよう検討してください。

負圧隔離工法の場合：集じん機排気口前、セキュリティルーム前、敷地境界 4 点

負圧隔離工法以外の場合：作業場所近傍や敷地境界等 1 点以上

<事前調査について>

5 事前調査の義務

建築物等の解体・改修工事の元請業者または自主施工者は、工事の規模にかかわらず、石綿含有建材（レベル1・2・3）の有無について事前調査を行わなくてはなりません。

令和5年10月1日からは、事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者（下記）に調査を行わせる必要があります。

- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

また、一定規模以上の解体等工事（下記）については、事前調査結果報告システムによる報告が必要です。（令和4年4月1日以降に着手する工事が対象となります。）

- ①建築物の解体で延床面積 80 m²以上の工事
- ②建築物の改修で請負代金合計 100 万円以上の工事
- ③工作物（環境省告示第 77 号で指定するもの）の解体・改修で請負代金合計 100 万円以上の工事

特定工作物解体等工事実施届

令和〇〇年〇月〇〇日

尼崎市 市長様

実際に実施届を提出する年月日を記入

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〇〇〇市 〇〇〇〇町 〇〇-〇〇

元請業者が届出

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(株)〇〇〇〇 建設

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇

担当者氏名 〇〇〇 〇〇〇

電話 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

特定工作物解体等工事の名称	〇〇〇邸解体工事	
特定工作物解体等工事に係る工作物の種類	用途	住居用
	構造・階数	木造・2階建
特定工作物解体等工事の種類	(2) 石綿含有材料を使用する部分を含む建築物等の解体の工事 その他 (
建築物にあっては、解体する部分の床面積の合計	126	m ²
特定石綿含有材料の使用の有無	有	無
特定工作物解体等工事の場所	尼崎市〇〇〇町〇〇〇-〇〇〇	
特定工作物解体等工事の実施期間	自	〇〇年〇月〇〇日
	至	〇〇年〇月〇〇日
粉じんの処理又は飛散防止の方法	別紙のとおり	
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇〇 〇〇〇	尼崎市〇〇〇町〇〇〇-〇〇〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
下請負人が工事を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇〇株式会社	〇〇市〇〇〇町〇〇〇-〇〇〇 代表取締役〇〇〇 〇〇 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
備考		

飛散性石綿 (配管保温材等) が無い場合

地番ではなく、住居表示で記入

工事開始日と工事完了日を記入

注 「特定工作物解体等工事の種類」の欄は、次の種類の別を記入してください。

- (1) 石綿含有材料を使用しない建築物の解体の工事
- (2) 石綿含有材料を使用する部分を含む建築物等の解体の工事
- (3) 特定石綿含有材料を使用する部分を含む建築物等の改修の

届出者 (元請業者または自主施工者) が解体工事を実施する場合は空白

別紙

すべての粉じんにかかる共通事項	防じんシート等の設置方法	外部本足場に防じんシートを設置	
	散水等の方法	敷地内配水管より取水し散水を実施	
石綿粉じんに係る事項	特定石綿含有材料の処理方法	除去・封じ込め・囲い込み (使用面積 m^2 使用部分 別添図面のとおりに)	
	散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、排水の処理方法	「石綿を含む排水はない」、「ろ過処理する」など	
	施工区画の隔離方法		
	隔離した施工区画の換気方法	施工区画の容積	$m^2 \times \text{高さ } m = m^3$
		換気装置の換気能力	$m^3/\text{時} \times \text{台} = m^3/\text{時}$
		1時間当たりの換気回数	換気能力 \div 施工区画の容積 = 回/時
		換気装置の設置場所	別添図面のとおりに
	隔離した施工区画の集じん方法	集じん機の種類・型式	
		集じん機の効率	
	清掃の方法	工事後石綿含有材料が残らないように現場清掃を行う。	
標識	別添のとおりに		
その他	<div data-bbox="159 1635 678 1803" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>・非飛散性石綿含有材料を使用する建築物の解体時において、現場でやむなく切断・破砕する場合は、理由とその処理方法を記入 ・車両へ積み込む際の方法を記入</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民への、事前周知に努める。 ・非飛散性石綿含有材料（又はその疑いのあるもの）は、割らずに原形のまま手作業により解体する。 ・石綿スレート固定金具が腐食していたため、取り外しのため、湿潤化し最小限の切断を行う。 ・車両積み込み時は、石綿を含まない廃棄物と分別し、飛散しないようシート掛けを行う。 		

注 この届出各欄に定めるもののほか、付近の地図、建築物その他の工作物の配置図（解体又は改修の工事を行う部分の位置を記入したもの）及び外観写真、工事の工程表、標識を添付してください。

	○ 月																																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
資材・機材の搬入	■																																
足場・シート囲い等の設置			■																														
石綿含有材料の除去 (成形板等)						■																											
石綿含有材料の除去 (仕上塗材)																																	
重機併用の解体												■																					
廃棄物の搬出																			■														
シート囲い等の撤去																			■														
整地・完了																					■												

	月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
資材・機材の搬入																															
足場・シート囲い等の設置																															
石綿含有材料の除去 (成形板等)																															
石綿含有材料の除去 (仕上塗材)																															
重機併用の解体																															
廃棄物の搬出																															
シート囲い等の撤去																															
整地・完了																															

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

- 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。
 また、
 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出を行っております。
 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。
 環境の保全と創造に関する条例第57条の規定による作業の届出を行っております。
 上記の届出対象工事ではありません。

記入例3
 工事現場ではA3以上の大きさで
 飛散性は黄色、その他は白色で掲示

石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例の規定に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施について、以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称(工事名称): 〇〇〇〇解体工事					
届出先及び届出年月日	兵庫県 労働基準監督署	令和 4年 〇月 〇日	調査終了年月日	令和 4年 〇月 〇日	発注者 (石綿無しかつ1000㎡未満の場合は記載不要)
	兵庫県 尼崎市	令和 4年 〇月 〇日	看板表示日	令和 4年 〇月 〇日	氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、住所
解体等工事期間		令和 4年 〇月 〇日 ~ 令和 4年 〇月 〇日		〇〇不動産㈱	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		令和 4年 〇月 〇日 ~ 令和 4年 〇月 〇日		代表取締役社長 〇〇 〇〇	
調査方法の概要(調査箇所)					
【調査方法】		【調査箇所】			
<input type="checkbox"/> 書面調査(設計図書等)		<input checked="" type="checkbox"/> 建築物全体(1 階~ 3 階)			
<input checked="" type="checkbox"/> 分析による調査		<input type="checkbox"/> 改修箇所()			
<input checked="" type="checkbox"/> 現場での目視調査		<input type="checkbox"/> その他()			
<input type="checkbox"/> その他(確認方法:)					
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)					
<input type="checkbox"/> この建物には石綿含有建材はありませんでした。(特定工事に該当しません)					
<input checked="" type="checkbox"/> 次の箇所に石綿含有建材がありました。 ※分析せず石綿含有建材として取り扱う場合は「みなし」					
屋根: カラーベスト、みなし					
台所床: Pタイル、みなし					
外壁: 仕上塗材、クリノタイル					
<input checked="" type="checkbox"/> 次の箇所の建材は石綿が含まれていませんでした。 ※判断根拠の○数字は右下欄の「その他の事項」を参照					
天井: フレキシブルボード④					
石綿含有建材の処理方法		〇 除去 ・ 〇 囲い込み ・ 〇 封じ込め ・ その他			
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		<input checked="" type="checkbox"/> 原形のまま手ばらし、湿潤措置、防じんシートによる隔離 <input checked="" type="checkbox"/> 撤去された石綿含有建材の車両への積み込み時に、他の廃棄物と分別し、シート掛け等を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(以下のとおり) (例)・剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。			
使用する資材及びその種類		(例)湿潤剤: 〇〇〇〇、剥離剤: 〇〇〇〇 (例)養生用シート(厚さ: 〇mm) ・ 接着テープ 等			
備考: その他の条例等の届出年月日					
調査を行った者(分析等の実施者)					
氏名又は名称及び住所					
・事前調査・試料採取を実施した者					
特定建築物石綿含有建材調査者					
〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇					
登録番号 〇〇〇〇〇					
兵庫県尼崎市〇〇〇〇					
・分析を実施した者					
〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇					
登録番号 〇〇〇〇〇					
兵庫県〇〇市〇〇〇〇					
その他の事項					
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す					
①目視 ②設計図書等 ③分析 ④材料製造者による証明					
⑤材料の製造年月日					

注 工事現場にはA3サイズで掲示してください

問い合わせ先

尼崎市 経済環境局環境部 環境保全課 交通公害・騒音振動担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 (尼崎市役所 本庁舎中館9階)

TEL 06-6489-6305 FAX 06-6489-6300

メールアドレス ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp

(届出用紙、事前調査、作業基準等の詳細は尼崎市ホームページを参照)

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/asbestos/index.html>



【その他、関係法令と窓口（連絡先）】

- ・ 労働安全衛生法 尼崎労働基準監督署 (尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階)
TEL 06-6481-1541

- ・ 建設リサイクル法 尼崎市 建築指導課 (尼崎市役所 本庁舎北館5階)
TEL 06-6489-6650

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 尼崎市 産業廃棄物対策担当 (尼崎市役所 本庁舎中館9階)
TEL 06-6489-6310